

# 北九州市迷惑行為 防止基本計画

(平成22年度～平成26年度)

北九州市

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

|           |   |
|-----------|---|
| 1 策定の趣旨   | 1 |
| 2 迷惑行為の定義 | 2 |
| 3 計画期間    | 2 |
| 4 計画の推進   | 2 |

## 第2章 計画の目指すもの

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1 目標              | 3 |
| 2 基本方針            | 3 |
| 3 市民、事業者、市の役割     | 4 |
| (1) 市民の役割         |   |
| (2) 事業者の役割        |   |
| (3) 市の役割          |   |
| 4 施策の方向性          | 5 |
| (1) 市民意識の醸成       |   |
| (2) ボランティア活動の活発化  |   |
| (3) 迷惑行為防止の仕組みづくり |   |
| (4) 迷惑行為防止の環境整備   |   |

## 第3章 施策の柱と取組み

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 マナーアップ教育の推進         | 6  |
| (1) 教育を通じた青少年の意識改革の推進 |    |
| (2) 青少年の主体的活動の促進      |    |
| 2 市民啓発の推進             | 9  |
| (1) 市民意識の醸成           |    |
| (2) 啓発活動の実施           |    |
| 3 市民活動等の促進            | 13 |
| (1) 啓発活動の推進           |    |
| (2) 市民活動の発掘           |    |
| 4 関係団体への支援            | 15 |
| (1) 関係団体との情報の共有       |    |
| (2) 関係団体への支援          |    |
| 5 監視・指導體制の強化          | 18 |
| (1) 監視体制の整備           |    |
| (2) 指導方法の確立           |    |
| 6 公共施設等の環境整備          | 21 |
| (1) 看板・路面標示などの整備      |    |
| (2) 美しい都市環境の維持        |    |

|          |    |
|----------|----|
| ◇ 計画の体系図 | 23 |
|----------|----|

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

近年の少子高齢化の進展やライフスタイル、社会経済環境の変化の中で、人間関係が希薄になるとともに、個人の価値観も多様化し、自己中心的で周囲の迷惑を顧みない風潮が生まれてきました。

このため、これまで行われてきた条例・法律による規制や市民によるボランティア活動にもかかわらず、市民生活を営む上で、基本となる最低限のモラル・マナーが守られず、他人に不快な思いや危害を及ぼす迷惑行為がなお多く見受けられます。

このような迷惑行為を防止するためには、市民一人ひとりがモラル・マナーの大切さを自覚し、迷惑行為をなくそうとする意識を深めていくことが大切です。

また、市民が守るべきモラル・マナーのあり方、また、迷惑行為とは何かを分かりやすく示したうえで、その違反者に対し、必要な場合には罰則を科すなど、迷惑行為をさせない環境づくりも必要となります。

迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」(以下「基本条例」という。)に基づき、市民、事業者及び行政がそれぞれの力を発揮し、相互の連携と協働のもとで、環境首都にふさわしい、迷惑行為のない、思いやりと優しさにあふれたまち・北九州市の実現を目指して、「北九州市迷惑行為防止基本計画」を策定します。

## 2 迷惑行為の定義

この計画における迷惑行為とは、他人に不快感又は嫌悪感を与えるのみならず、他人の身体若しくは財産に危害を及ぼす行為であり、他人への思いやりを欠く行為として、市民意識調査の結果や迷惑行為の実態、法律又は他都市の条例による規制状況、市民団体の意見等を踏まえて「北九州市モラル条例検討委員会」が提言した内容に沿って選定したものです。

※「基本条例」において、14項目の迷惑行為を明示しています。

## 3 計画期間

計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、必要に応じ見直しをすることがあります。

## 4 計画の推進

「基本条例」に基づき設置された「北九州市迷惑行為防止推進協議会」において、迷惑行為防止重点地区及び迷惑行為防止活動推進地区の指定や、迷惑行為の防止に関する施策の進捗を検証しながら、計画の推進を図ります。

## 第2章 計画の目指すもの

### 1 目標

#### 環境首都にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現

この計画は、市民や事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、相互の連携と協働のもと、迷惑行為の防止の活動を進めることによって、環境首都にふさわしい美しいまち、市民が快適に暮らせる安全・安心のまち、市民が住んでいることを誇れるまち「北九州市」の実現を目指します。

### 2 基本方針

#### (1) 迷惑行為を しない・させない「人づくり」

迷惑行為を許さないという認識が、個人にとどまることなく、地域全体にも波及することを目指し、迷惑行為を しない・させない「人づくり」を推進します。

#### (2) 迷惑行為を しない・させない「環境づくり」

市民・事業者・行政が協働して、迷惑行為を発生させない環境づくりに取組み、迷惑行為防止に向けた地域全体の機運を盛り上げるとともに、迷惑行為のない快適で美しく住みやすいまちづくりを推進します。

### 3 市民、事業者、市の役割

#### (1) 市民の役割

迷惑行為の防止のためには、行政の取組みに加えて、市民一人ひとりの意識や取組みが不可欠であり、自らが迷惑行為をしないようにするとともに、他人の迷惑行為を注意するなどの行動が必要です。

また、各自が地域社会を支える担い手となり、地域活動への参画などを通じて、住みよい地域づくりに努めることも必要です。

市民が主役となる地域づくりを進めるために、ボランティア活動などの市民活動が活発になっていくことが期待されます。

#### (2) 事業者の役割

迷惑行為の防止のためには、地域社会の一員である事業者の取組みが不可欠です。従業員などへの指導・啓発とともに、事業所周辺などでの迷惑行為の防止のための自主的な活動が必要です。

#### (3) 市の役割

迷惑行為が市民一人ひとりの行動に起因することから、市民及び事業者の理解と協力のもとに、迷惑行為の実情に応じた施策の展開を進める必要があります。

## 4 施策の方向性

### (1) 市民意識の醸成

思いやりの気持ちを持ち、他人に対して迷惑となることをしない・させない意識づくりのため、次代を担う青少年と地域を支える社会人及び行政との間で問題意識の共有が可能となる取組みを推進します。

- マナーアップ教育の推進
- 市民啓発の推進

### (2) ボランティア活動の活発化

迷惑行為を防止するため、市民・事業者・行政が協働して、様々な地域でのボランティア活動を推進・支援していくとともに、幅広く市民が参加できる取組みを推進します。

- 市民活動等の促進
- 関係団体への支援

### (3) 迷惑行為防止の仕組みづくり

迷惑行為の防止に向けた周知・啓発・指導の徹底とあわせて、モラル・マナーアップ関連条例に基づく罰則（過料）の適用など、迷惑行為を許さない・見逃さない仕組みづくりを推進します。

- 監視・指導体制の強化

### (4) 迷惑行為防止の環境整備

迷惑行為を禁止する表示や、迷惑行為を行いにくい美しいまちづくりなど、迷惑行為を発生させない環境の整備を推進します。

- 公共施設等の環境整備

## 第3章 施策の柱と取組み

### 1 マナーアップ教育の推進

モラル・マナーの向上のためには、長期的な視点を持った息の長い取組みが不可欠であり、子どもたちから迷惑行為をしない、させないという意識を育むことにより、自ら進んで迷惑行為の防止に取り組む人材を育てていくことが必要です。

このため、子どもたちが、迷惑行為を正しく認識し行動できるよう、学校教育、家庭教育などの充実を図る取組みを進めます。

#### (1) 教育を通じた青少年の意識改革の推進

迷惑行為の防止や快適な生活環境の確保について知り、学び、実践する学習の場を拡大し、学校等の教育関係機関などとの連携を図りながら、幅の広い取組みを進めていきます。

#### (2) 青少年の主体的活動の促進

子どもたちの迷惑行為に対する認識が、家庭や学校にとどまることなく、幅広い視野を持った主体的な行動ができるよう、意見交換会の開催など啓発のための取組みを進めていきます。

#### 【主な取組み】

|   | 事業名<br>(担当課)   | 事業の概要  |
|---|--|--|
| 1 | 出前講演の実施によるマナーアップ教育の推進<br>(総務市民局 安全・安心課)<br>(教育委員会 生涯学習課) | 迷惑行為を防止するため、モラル・マナーアップ関連条例の制定や迷惑行為防止重点地区、迷惑行為防止活動推進地区などの取組みについて、家庭教育学級の間や市民センターで、出前講演等を実施するなど、関係部局と連携しながら、家庭、地域におけるマナーアップ教育の推進を図ります。 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 2 | 交通安全センターにおける交通安全教育の実施<br>(総務市民局 安全・安心課)  | 北九州市立交通安全センターにおいて、交通安全教室の開催や資料の展示などを通し、交通安全に関する知識の普及と交通安全思想の高揚を図ります。                   |
| 3 | 協議会による計画の進捗、効果の検証及び見直し<br>(総務市民局 安全・安心課) | 取組みの効果を測定するため、市民アンケートや迷惑行為の実態調査を実施するとともに、その結果や事業の進捗状況を迷惑行為防止推進協議会により検証し、計画、事業を適宜見直します。 |
| 4 | 他の自治体との連携等<br>(総務市民局 安全・安心課、関係各課)        | 他の自治体と連携を図り、その事例や情報を把握し、施策に反映させます。   |
| 5 | 特色ある「わが街わが校の環境教育」の推進<br>(教育委員会 指導第一課)    | 全校・園において、学校の特色を生かした環境調査活動やリサイクル活動・清掃活動などを実施して、環境保全活動の充実を図ります。                          |
| 6 | 環境首都！子どもサミット事業の開催<br>(教育委員会 指導第一課)       | 環境教育の先進的な取組みを行っている小・中学校の児童生徒による実践発表や意見交換を行い、環境教育の成果を全校・園並びに保護者や一般市民に普及します。             |
| 7 | 環境教育推進指定校の研究<br>(教育委員会 指導第一課)            | 環境教育推進指定校を選定し、指導計画の作成や教材開発等の研究を行い、その成果を全校・園に普及します。                                     |
| 8 | 北九州エコツアーの実施<br>(教育委員会 指導第一課)             | 環境関連施設（環境ミュージアム、エコタウン等）を利用した体験的な学習を通して、環境教育の充実を図ります。                                   |
| 9 | 伝統文化体験事業<br>(教育委員会 指導第一課)                | 伝統文化を体験させる中で、礼儀、作法について学ぶ機会を提供します。  |

|    |                       |   |
|----|-----------------------|---|
| 10 | 道徳教育の充実<br>(教育・指導第一課) | <p>道徳の時間や道徳教育（全教育活動）を通じて指導を行います。</p> <p>〔<br/>・みんなが使うものを大切にする。<br/>・約束や社会のきまりを守り公德心をもつ。<br/>・自他の権利を大切にし、進んで義務を果たす。〕</p> <p>また、各学校におけるカリキュラムを定めるなど、モラル・マナーに関する学校教育を効果的かつ重点的に実施します。</p> |
|----|-----------------------|---|

## 2 市民啓発の推進

モラル・マナーの向上のためには、子どもたちの教育にあわせて、地域を支える模範となるべき社会人の育成が不可欠であり、モラル・マナーアップの模範的意識を持つことにより、市民一人ひとりが、その地域の実情にあった取組みを進めることが重要です。

このため、迷惑行為の防止のための取組みの周知を図り、地域を支える人材育成のための取組みを進めます。

### (1) 市民意識の醸成

モラル・マナーアップに関する正しい知識を習得し、実践へとつなげていくため、講演会や勉強会などを開催し、迷惑行為をしない・させない意識の醸成を図る取組みを進めていきます。

### (2) 啓発活動の実施

市民に迷惑行為とは何かを理解してもらい、自主的な活動の促進を図るため、キャンペーンなどによる周知・PR活動を実施し、地域全体のモラル・マナーの向上を図る取組みを進めていきます。

#### 【主な取組み】

|    | 事業名<br>(担当課)                      | 事業の概要  |
|----|-----------------------------------|--|
| 11 | 市関係機関の連携による事業、広報の実施<br>(広報室、関係各課) | 市の関係機関が連携して、効率的、効果的に迷惑行為(14項目)防止の事業や広報を実施します。広報にあたっては、市政だよりや市政テレビ・ラジオ、市ホームページなどを利用してPRを図り、関連施策への市民の理解と参加を促します。 |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 12 | モラル・マナーアップキャンペーン等の充実<br>(総務市民局 安全・安心課)   | 迷惑行為の防止を周知するため、様々な機会を捉えて、キャンペーンを実施します。また、迷惑行為の防止を訴えるポスター、チラシなどを作成し、広く周知・PRを行います。                |
| 13 | 交通安全推進事業<br>(総務市民局 安全・安心課)               | 生涯にわたる交通安全教育と効果的な広報啓発活動により、広く市民の交通安全意識の高揚を促し、交通事故防止を図ります。                                       |
| 14 | 違法駐車防止活動業務<br>(総務市民局 安全・安心課)             | JR小倉駅南側地区の違法駐車等防止重点地域において、違法駐車防止指導員による口頭又はステッカーによる啓発活動を実施し、違法駐車防止、運転者の駐車マナーの向上を図ります。            |
| 15 | 公共交通機関との連携による広報<br>(総務市民局 安全・安心課)        | JRや西鉄バスなど公共交通機関等の協力を得て、車内ニュースや駅の放送などにより、周知の充実を図ります。   |
| 再  | 協議会による計画の進捗、効果の検証及び見直し<br>(総務市民局 安全・安心課) | No.3の再掲   |
| 16 | 外国人来訪者の増加への対応の強化<br>(総務市民局 安全・安心課、関係各課)  | 海外からの観光客の増加に対応し、外国人向けの広報や看板などの充実を図ります。  |
| 17 | 市外からの来訪者向け広報の強化<br>(総務市民局 安全・安心課、関係各課)   | 市外からの来訪者に条例を周知するため、観光客向けのパンフレット等へ掲載し、注意喚起するとともに、市外から多数の来訪者が見込まれるイベント等がある場合には、特に広報や看板などの充実を図ります。 |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 18 | <p>団体・地域向けの啓発の実施<br/>(総務市民局 安全・安心課、関係各課)</p> | <p>啓発用のビデオやDVDなどを作成し、各種団体や市民センターなどに配布することにより、十分な啓発を図ります。</p>   |
| 再  | <p>他の自治体との連携等<br/>(総務市民局 安全・安心課、関係各課)</p>    | <p>No.4の再掲</p>   |
| 19 | <p>「障害者用駐車区画」の適正利用の推進<br/>(保健福祉局 障害福祉課)</p>  | <p>施設の「障害者用駐車区画」の適正利用の推進のため、障害者マーク(ピクトグラム)をホームページ上で紹介するなどの啓発を行うとともに、「障害者用駐車区画」の利用に関する苦情について、関係部局に連絡し、指導を依頼します。</p>                           |
| 20 | <p>動物愛護強化事業<br/>(保健福祉局 動物愛護センター)</p>         | <p>動物の安全と健康を保持し、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、市民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物の適正飼養の推進を目的として「犬のしつけ方教室」、犬・ねこの「適正飼育講習会」等の事業を展開します。</p>                |
| 21 | <p>まち美化啓発事業<br/>(環境局 業務課)</p>                | <p>ポイ捨て防止、清掃活動参加を全市的に呼びかけるため、春は“クリーン北九州”百万市民運動推進協議会や、(社)北九州市衛生総連合会と共催で“クリーン北九州”まち美化キャンペーンを、秋は(社)北九州市衛生総連合会と共催で「市民いっせいまち美化の日」の啓発行事を開催します。</p> |

|    |                                |   |
|----|--------------------------------|---|
| 22 | 都心・副都心巡回清掃時の啓発<br>(環境局 業務課)    | 都心・副都心である小倉・黒崎駅前を中心とした街路を巡回し清掃します。清掃者がまち美化のユニフォームを着用し、ロゴ入りカートなどを利用することで、ポイ捨てや歩きたばこ防止等のPRを実施します。 |
| 23 | 「分別大事典」の配布<br>(環境局 業務課)        | 市外から転入してきた市民に対して、地域におけるごみ出しルールの周知とごみ出しマナーの向上を図るため、分別大事典を配布します。                                  |
| 24 | 効果的なイベント、広報の方法の検討・実施<br>(関係各課) | 学生参加による企画など、効果的なイベントや広報の手法を検討、実施します。  |

### 3 市民活動等の促進

これまで市民や行政による様々な活動が展開されてきましたが、さらに迷惑行為の防止の活動を着実に推進するため、より多くの市民等が市民活動に積極的に参加することが重要です。

このため、様々な情報提供や支援を行い、市民等が自発的な行動ができるための取組みを進めます。

#### (1) 啓発活動の推進

これまで行われてきた迷惑行為の防止のための活動例などの紹介や、功労者を表彰するなどの周知・啓発活動により市民の潜在的活動意欲を引き出すための取組みを進めていきます。

#### (2) 市民活動の発掘

迷惑行為の防止に関わる活動に対する支援制度を充実させ、市民による自主的な活動の立上げを支援する取組みを進めていきます。

#### 【主な取組み】

|    | 事業名<br>(担当課)                 | 事業の概要  |
|----|------------------------------|--|
| 25 | 市の広報による活動事例の紹介<br>(広報室、関係各課) | 市政だよりや市政テレビ・ラジオ、市ホームページ各種パンフレットなどの広報媒体を利用して、迷惑行為防止のための活動事例を市民に紹介します。     |
| 26 | 市民活動保険制度<br>(総務市民局 地域振興課)    | 市民が安心してボランティア活動に参加できるように、ボランティア活動に参加する市民全員を対象として、市が保険料を負担し、一定水準の補償を行います。 |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 27 | 若者や各年代層のキャンペーン等への参加の仕組みづくり<br>(総務市民局 安全・安心課) | 若者や各年代層の人々が、迷惑行為防止のキャンペーン活動等に参加しやすい仕組みづくりを行います。                       |
| 再  | 協議会による計画の進捗、効果の検証及び見直し<br>(総務市民局 安全・安心課)     | No.3の再掲   |
| 28 | 情報提供方法の検討<br>(総務市民局 安全・安心課、関係各課)             | 市民や各種団体に対する効果的な情報提供の方法について検討し、その充実を図ります。                              |
| 29 | 地域意見の施策への反映<br>(総務市民局 安全・安心課、関係各課)           | 地域における市民、団体の意見把握を行い、地域住民の活動内容、関係団体への支援のあり方、地域における監視・指導体制などの施策に反映させます。 |
| 再  | 他の自治体との連携等<br>(総務市民局 安全・安心課、関係各課)            | No.4の再掲   |
| 30 | まち美化功労者への感謝状の贈呈<br>(環境局 業務課)                 | 環境衛生の向上や美しいまちづくりに功績のあった団体、個人に対して感謝状を贈呈します。                            |

## 4 関係団体への支援

迷惑行為の防止の活動のためには、これまで行われてきた市民活動における様々な課題を集積し、その課題を改善していくことが重要です。

このため、関係部局が連携を図りながら、これまで行われてきた市民活動の課題を共有することで、必要な支援策を充実させていくための取組みを進めます。

### (1) 関係団体との情報の共有

関係部局と連携して、各団体の課題や要望を把握し、効果的な施策を実施するための取組みを進めていきます。

### (2) 関係団体への支援

施策の連携及び拡充を図ることなどにより、関係団体への支援を充実していきます。

#### 【主な取組み】

|    | 事業名<br>(担当課)                           | 事業の概要   |
|----|--|---|
| 31 | まちづくりステップアップ事業<br>(総務市民局 地域振興課)        | まちづくり団体等が実施する地域の特性を活かした自主事業や、団体間の連携を図りながら取り組む新たなまちづくり活動を支援します。                            |
| 32 | 迷惑行為防止活動推進地区の指定・活動支援<br>(総務市民局 安全・安心課) | 地域団体が迷惑行為の防止活動に積極的に取り組む地域を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、ポスター、チラシ、のぼりや啓発用のポケットティッシュなどを提供し、その活動を支援します。 |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 33 | 落書き消去活動の支援<br>(総務市民局 安全・安心課)                  | 地域の落書き消しに取り組む団体に対して、落書きを消去するための溶剤等を提供し、活動を支援します。   |
| 34 | 青空駐車防止活動支援事業<br>「クリア・ロード作戦」<br>(総務市民局 安全・安心課) | 住宅地や団地等で、夜間、道路を自動車の保管場所として使用する、いわゆる「青空駐車」(車庫法違反)に対して、地域住民が自主的に行う青空駐車防止活動を支援します。                |
| 再  | 協議会による計画の進捗、<br>効果の検証及び見直し<br>(総務市民局 安全・安心課)  | No.3の再掲  |
| 再  | 他の自治体との連携等<br>(総務市民局 安全・安心課、<br>関係各課)         | No.4の再掲  |
| 再  | 地域意見の施策への反映<br>(総務市民局 安全・安心課、<br>関係各課)        | No.29の再掲   |
| 35 | ふん害防止モデル校区事業<br>(保健福祉局 動物愛護センター)              | 地域住民が飼い犬のふん害を防止するために自主的な活動を行っている地域を「ふん害防止モデル校区」に指定し、ふん害防止パネル・帽子・腕章・ふん取りパック等の物品を提供し、その活動を支援します。 |
| 36 | まち美化促進区域の指定・<br>活動支援<br>(環境局 業務課)             | 地域住民等により、まち美化活動が積極的に行われる地域を「まち美化促進区域」に指定し、清掃用具等を提供することにより、その活動を支援します。                          |

|    |                               |   |
|----|-------------------------------|---|
| 37 | 「生活環境クリーン」サポート事業<br>(環境局 業務課) | 環境局環境センター職員が、自主的にまち美化活動を行う地域住民等と協働して清掃したり、清掃用具の貸出し等を行います。     |
| 38 | まち美化ボランティアへの助成事業<br>(環境局 業務課) | 道路、公園、河川等公共の場所でボランティア清掃を行う市民・団体に対する支援として、「まち美化ボランティア袋」を配布します。 |
| 39 | 公園愛護会助成事業<br>(建設局 公園管理課)      | 北九州市が維持管理する都市公園の除草、清掃等の美化活動を行う団体に対して助成金を交付します。                |
| 40 | 河川愛護団体助成事業<br>(建設局 計画課)       | 河川等の除草、清掃等の美化活動を行う団体に対して補助金を交付します。                            |

## 5 監視・指導体制の強化

迷惑行為のない快適で美しく住みやすいまちを目指すためには、啓発活動のみではなく、迷惑行為を許さない環境づくりが重要です。

このため、迷惑行為防止巡視員などによる迷惑行為の発見・指導体制を整備し、迷惑行為を起こさせない環境づくりのための取組みを進めます。

### (1) 監視体制の整備

迷惑行為防止のための地区の指定や巡視・啓発活動の充実など、監視・指導体制を整備します。

### (2) 指導方法の確立

迷惑行為防止に向けた活動推進員の委嘱など、指導・啓発体制を明確化し、地域の指導・啓発を充実します。

#### 【主な取組み】

|    | 事業名<br>(担当課)                       | 事業の概要  |
|----|------------------------------------|--|
| 41 | 迷惑行為防止重点地区の指定・巡視<br>(総務市民局 安全・安心課) | 迷惑行為が周囲に及ぼす影響が特に大きい地域を「迷惑行為防止重点地区」に指定し、市の迷惑行為防止巡視員による巡視活動を実施するとともに、違反者に対して、罰則(過料1,000円)の適用を行います。 |
| 42 | 迷惑行為防止活動推進員の委嘱<br>(総務市民局 安全・安心課)   | 地域団体が迷惑行為の防止活動に積極的に取り組む「迷惑行為防止活動推進地区」において、地域団体の構成員を「迷惑行為防止活動推進員」に委嘱し、迷惑行為防止の指導及び啓発の充実を図ります。      |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 再  | 協議会による計画の進捗、効果の検証及び見直し<br>(総務市民局 安全・安心課)      | No.3 の再掲  |
| 再  | 違法駐車防止活動業務<br>(総務市民局 安全・安心課)                  | No.14 の再掲   |
| 再  | 青空駐車防止活動支援事業<br>「クリア・ロード作戦」<br>(総務市民局 安全・安心課) | No.34 の再掲   |
| 再  | 他の自治体との連携等<br>(総務市民局 安全・安心課、<br>関係各課)         | No.4 の再掲  |
| 再  | 地域意見の施策への反映<br>(総務市民局 安全・安心課、<br>関係各課)        | No.29 の再掲   |
| 再  | ふん害防止モデル校区事業<br>(保健福祉局 動物愛護センター)              | No.35 の再掲   |
| 43 | 不法投棄防止事業<br>(環境局 監視指導課)                       | <p>廃棄物の不法投棄の早期発見や未然防止を通じ、清潔で快適なまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄常習地パトロールの実施</li> <li>・不法投棄防止監視カメラの設置</li> <li>・不法投棄等通報員制度</li> </ul> |
| 44 | まち美化推進員<br>(環境局 業務課)                          | まち美化に関する活動を行うとともに、ごみの散乱状況等について環境局環境センターへ情報提供を行います。  |
| 45 | 屋外広告物の規制<br>(建設局 管理課)                         | 屋外広告物条例に違反した「はり紙」「はり札」「立看板」について、定期的に除却を行います。また、違反広告物の除却を行う市民ボランティア団体の増加に努めます。   |

|    |                           |   |
|----|---------------------------|---|
| 46 | 道路不法占用物件除却事業<br>(建設局 管理課) | 道路上の不法占用物件の是正指導及び除却を実施します。  |
| 47 | 放置自転車対策事業<br>(建設局 管理課)    | 「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」に基づき、自転車放置禁止区域を指定して、放置自転車の移動を毎月1回程度実施します。<br>(指定区域 17箇所) |

## 6 公共施設等の環境整備

迷惑行為の防止を推進するためには、迷惑行為を起こしにくい環境づくりが重要です。

このため、公共の場所における迷惑行為禁止の表示や美しい都市環境の維持など、迷惑行為を行いにくい環境整備のための取組みを進めます。

### (1) 看板・路面標示などの整備

迷惑行為を禁止することを示す看板や路面標示などを設置し、市民や来訪者に迷惑行為をさせない環境づくりを行います。

### (2) 美しい都市環境の維持

市や市民等の取組みによる清掃や落書きの消去等を実施し、美しい都市環境を維持することにより、新たな迷惑行為を起こさせない環境づくりを行います。

#### 【主な取組み】

|    | 事業名<br>(担当課)                             | 事業の概要                                |
|----|--|--------------------------------------|
| 48 | 迷惑行為防止に関する表示<br>の実施<br>(関係各課)            | 看板や路面標示などの設置により、迷惑行為防止の表示や呼びかけを行います。 |
| 再  | 協議会による計画の進捗、効果の検証及び見直し<br>(総務市民局 安全・安心課) | No.3の再掲                              |
| 再  | 落書き消去活動の支援<br>(総務市民局 安全・安心課)             | No.33の再掲                             |

|    |   |                                      |
|----|---|--------------------------------------|
| 49 | ポイ捨て等迷惑行為をしない環境づくりの検討・実施<br>(総務市民局 安全・安心課、<br>関係各課) | ポイ捨てなどの迷惑行為を行わせない環境・仕組みづくりを検討・実施します。 |
| 再  | 他の自治体との連携等<br>(総務市民局 安全・安心課、<br>関係各課)               | No.4の再掲                              |
| 再  | 外国人来訪者の増加への対応の強化<br>(総務市民局 安全・安心課、<br>関係各課)         | No.16の再掲                             |
| 再  | 市外からの来訪者向け広報の強化<br>(総務市民局 安全・安心課、<br>関係各課)          | No.17の再掲                             |
| 再  | 「障害者用駐車区画」の適正利用の推進<br>(保健福祉局 障害福祉課)                 | No.19の再掲                             |
| 再  | ふん害防止モデル校区事業<br>(保健福祉局 動物愛護センター)                    | No.35の再掲                             |
| 再  | 都心・副都心巡回清掃<br>(環境局 業務課)                             | No.22の再掲                             |
| 再  | まち美化促進区域の指定<br>(環境局 業務課)                            | No.36の再掲                             |

# 北九州市迷惑行為防止基本計画（体系図）

